

政令番号316 ニトロベンゼン

各都道府県での届出事業所以外からの「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成29年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品等	農薬	農業用以外 殺虫剤	その他	
1	北海道	1.3E+0							1.3
2	青森県	3.2E-1							0.3
3	岩手県	2.7E-1							0.3
4	宮城県	6.8E-1							0.7
5	秋田県	2.1E-1							0.2
6	山形県	2.1E-1							0.2
7	福島県	4.6E-1							0.5
8	茨城県	8.4E-1							0.8
9	栃木県	4.1E-1							0.4
10	群馬県	5.1E-1							0.5
11	埼玉県	1.1E+0							1.1
12	千葉県	1.1E+0							1.1
13	東京都	3.3E+0							3.3
14	神奈川県	1.9E+0							1.9
15	新潟県	4.8E-1							0.5
16	富山県	2.2E-1							0.2
17	石川県	2.9E-1							0.3
18	福井県	1.9E-1							0.2
19	山梨県	2.5E-1							0.2
20	長野県	5.2E-1							0.5
21	岐阜県	4.0E-1							0.4
22	静岡県	8.7E-1							0.9
23	愛知県	1.5E+0							1.5
24	三重県	4.3E-1							0.4
25	滋賀県	3.4E-1							0.3
26	京都府	6.2E-1							0.6
27	大阪府	2.2E+0							2.2
28	兵庫県	1.3E+0							1.3
29	奈良県	2.2E-1							0.2
30	和歌山県	2.0E-1							0.2
31	鳥取県	1.4E-1							0.1
32	島根県	1.8E-1							0.2
33	岡山県	5.1E-1							0.5
34	広島県	7.5E-1							0.7
35	山口県	3.6E-1							0.4
36	徳島県	1.6E-1							0.2
37	香川県	2.5E-1							0.2
38	愛媛県	2.7E-1							0.3
39	高知県	1.6E-1							0.2
40	福岡県	1.3E+0							1.3
41	佐賀県	2.0E-1							0.2
42	長崎県	3.1E-1							0.3
43	熊本県	3.8E-1							0.4
44	大分県	2.7E-1							0.3
45	宮崎県	1.9E-1							0.2
46	鹿児島県	3.8E-1							0.4
47	沖縄県	3.9E-1							0.4
	全国	2.9E+1							28.9